

事 務 連 絡  
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会義務教育主管課  
各指定都市教育委員会義務教育主管課  
各都道府県私立学校担当課  
各国立大学法人附属学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

殿

文部科学省初等中等教育局教育課程課

### 移行期間中における学習指導等について（周知）

平成29年7月7日に発出した「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（29文科初第536号）でお知らせしたとおり、平成30年4月1日から移行措置による小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の特例が適用されます。

移行期間（小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）にあつては平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）にあつては平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間。以下同じ。）中の教育課程の編成・実施に当たっては、平成29年7月7日に公示された平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第93号）

（以下「小学校特例告示」という。）及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第94号）（以下「中学校特例告示」という。）に基づき、適切に行っていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、下記の留意点を御確認いただくとともに、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、このことを周知していただき、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の実施に向けた準備に御協力いただきますよう、お願いします。各都道府県私立学校担当課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれましては、その管下の学校に対し、下記について周知されるようお願いいたします。

記

移行期間中の学習指導については、小学校特例告示及び中学校特例告示に示す総則及び各教科等の指導内容を御確認いただき、指導内容の欠落や重複などが生じないようお願いします。

また、総則については、小学校等及び中学校等のいずれにおいても、新学習指導要領の規定によることとなります（新小学校学習指導要領第1章第3の1（3）イを除く）。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントなどについて、新学習指導要領の趣旨の実現に努めていただくようお願いします。

## 1. 文部科学省において補助教材の作成を予定している指導内容について

以下に示す指導内容については、小学校特例告示及び中学校特例告示に基づく移行期間中における学習指導に当たり、現行の教科書には記載がなく、指導が困難と考えられる内容であり、文部科学省として補助教材の作成を予定しています。具体的なスケジュールが決まり次第、改めてお知らせします。

### （1）小学校等

#### ①平成31年度第4学年の算数

「小数を用いた倍」（小学校特例告示4（1））

「簡単な場合についての割合」（小学校特例告示4（1））

#### ②平成31年度第5学年の算数

「速さ」（小学校特例告示4（1））

### （2）中学校等

#### ①平成31年度第1学年の数学

「素数の積」（中学校特例告示4（1））

「累積度数」（中学校特例告示4（1））

#### ②平成32年度第1学年の数学

「素数の積」（中学校特例告示4（1））

「累積度数」（中学校特例告示4（1））

「多数の観察や多数回の試行によって得られる確率」（中学校特例告示4（1））

#### ③平成32年度第2学年の数学

「四分位範囲、箱ひげ図」（中学校特例告示4（1））

#### ④平成31年度第1学年の理科

「2力のつりあい」（中学校特例告示5（1）ア）

#### ⑤平成32年度第1学年の理科

「2力のつりあい」（中学校特例告示5（1）ア）

「動物の仲間」（中学校特例告示5（3）イ）

#### ⑥平成32年度第2学年の理科

「放射線の性質と利用」（中学校特例告示5（4）ア）

## 2. 移行措置により現行学習指導要領に追加して指導することとされている指導内容等に

ついて

1に示す指導内容のほか、移行措置により現行学習指導要領に追加して指導することとされている指導内容等については、以下に示す内容を参考としていただき、各学校において適切な指導が行われるよう御協力をお願いします。

(1) 小学校等

①平成30年度第4学年及び平成31年度第4学年並びに第5学年の国語

「学年別漢字配当表」(小学校特例告示2)

- ・ 指導に当たっては、移行措置を踏まえて教科書発行者が作成している教材なども活用することが可能であること。

②平成30年度第5学年及び平成31年度第5学年の社会

「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」(小学校特例告示3(1))

- ・ 指導に当たっては、新小学校学習指導要領解説社会編(73-76頁)が参考となること。
- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

③平成31年度第3学年の社会

「身近な地域や市(区、町、村)」「生産や販売」「火災や事故の防止」「昔の暮らしの様子」(小学校特例告示3(2))

- ・ 指導に当たっては、新小学校学習指導要領解説社会編(34-47頁)が参考となること。
- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

④平成30年度第3学年及び第4学年並びに平成31年度第3学年の算数

「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」(小学校特例告示4(1))

- ・ 指導に当たっては、新小学校学習指導要領解説算数編(163-166頁)が参考となること。

⑤平成30年度第4学年及び平成31年度第4学年の算数

「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」(小学校特例告示4(1))

- ・ 指導に当たっては、新小学校学習指導要領解説算数編(208-211頁)が参考となること。

⑥平成31年度第5学年算数

「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」(小学校特例告示4(1))

- ・ 指導に当たっては、新小学校学習指導要領解説算数編(259-261頁)が参考となること。

⑦平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの外国語活動(小学校特例告示12(1)及び(2))

- ・ 指導に当たっては、既に配布している文部科学省作成の補助教材を用いることで指導が可能であること。

(2) 中学校等

①平成31年度第1学年及び平成32年度第1学年並びに第2学年の国語

「漢字を読む」、「漢字を書き、文や文章の中で使う」(中学校特例告示2(1))

- ・ 指導に当たっては、移行措置を踏まえて教科書発行者が作成している教材なども活用することが可能であること。

②平成32年度第1学年の国語

「共通語と方言の果たす役割について理解する」(中学校特例告示2(2))

- ・ 指導に当たっては、移行措置を踏まえて教科書発行者が作成している教材なども活用することが可能であること。

③平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの社会

「領域の範囲や変化とその特色」(中学校特例告示3(1)ア)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(37-43頁)が参考となること。

- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

「富国強兵・殖産興業政策」(中学校特例告示3(1)イ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(112、113頁)が参考となること。

- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

「領土(領海、領空を含む。)、国家主権」(中学校特例告示3(1)ウ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(159-163頁)が参考となること。

- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

④平成31年度第1学年及び平成32年度第1学年並びに第2学年の社会

「世界の諸地域」(中学校特例告示3(2)イ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(46-51頁)が参考となること。

- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の「世界の様々な地域の調査」の指導内容の記載が参考となること。

「世界の古代文明」(中学校特例告示3(2)ウ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(95、96頁)が参考となること。

「ユーラシアの変化」(中学校特例告示3(2)エ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(100、101頁)が参考となること。

- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

「ヨーロッパ人來航の背景」(中学校特例告示3(2)オ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(104-106頁)が参考となること。

- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

「市民革命」(中学校特例告示3(2)カ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(111、112頁)が参考となること。
- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

⑤平成31年度第1学年及び平成32年度第1学年の理科

「自然の恵みと火山災害・地震災害」(中学校特例告示5(1)イ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説理科編(109-113頁)が参考となること。

⑥平成32年度第2学年の理科

「自然の恵みと気象災害」(中学校特例告示5(4)ウ)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説理科編(109-113頁)が参考となること。

⑦平成31年度第1学年及び平成32年度第1学年の保健体育

体育理論「運動やスポーツの多様な楽しみ方」(中学校特例告示8(1)ア)

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説保健体育編(189-192頁)が参考となること。また、文部科学省において指導の参考例をホームページへ掲載する予定であること。

保健分野「主体と環境」「調和のとれた生活」(中学校特例告示8(1)イ)

- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

⑧平成31年度第2学年及び平成32年度第2学年の保健体育

保健分野「生活習慣病」「薬物乱用など」(中学校特例告示8(3))

- ・ 「がん教育」の指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説保健体育編(211頁)が参考となること。また、文部科学省が作成した「がん教育推進のための教材」を活用することが可能であること。
- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

### 3. 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、平成29年7月7日に発出した「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知)」(小学校においては第1の5、中学校においては第2の5)に従い、適切な学習評価が行われるようお願いします。

なお、道徳科の学習評価の入学者選抜における取扱いについては、平成28年7月29日に発出した「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(28文科初第604号)に従い、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにするとともに、入学者選抜を行う中学校や高等学校等に対しても、十分な周知及び必要な指導等をお願いします。

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

（下記以外）

初等中等教育局 教育課程課（内線 2368）

（保健体育関係）

スポーツ庁 政策課 学校体育室（内線 2674）

（外国語関係）

初等中等教育局 国際教育課（内線 3785）